

2017年11月9日

愛知県知事  
大村 秀章 様

くらし、教育、平和をまもる清潔な革新県政をつくる会  
(革新県政の会)  
代表 樽松 佐一

## 2018年度愛知県予算への重点要望書

県民のための日頃からの活動に敬意を表します。

さて、本会では、県民生活を守る立場から、来年度予算についての要望をまとめましたので提出いたします。真摯な検討をお願いいたします。

安倍内閣は、2013年特定秘密法、2015年安保法制（戦争法）、2017年テロ等準備罪法（共謀罪法）と、国民の知る権利や自由に対する規制を強め、自衛隊の海外での活動範囲を広げる法律の成立を、次々と強行してきました。平和・くらしを守る県政、憲法9条・立憲主義・基本的人権を守る県政が今ほど求められていることはありません。

本会は、これまで予算要望書提出にあたって、安保法制成立下、無事帰還されてきたとはいえ南スーダンへの自衛隊派遣に見られるように、自衛隊小牧基地などを抱える本県の危険性を指摘してきたところですが、それは現在も引き続いていきます。加えて、武器輸出三原則を放棄し防衛装備移転三原則が閣議決定され、他国の軍隊のF35の整備を三菱重工が受け入れる恐れなど、産業の軍事化も心配されます。

「アベノミクス」は、一部の大企業、富裕層を潤しても、2014年4月の消費税率8%引き上げ以降消費の低迷は続き、10%への引き上げを安倍内閣が2度にわたって延期していることにも見られるように、国民のくらしにゆとりは生まれていません。この間、年金引き下げ、医療・介護の保険料引き上げと一部負担増など社会保障抑制が続き、むしろ多くの国民のくらしは切迫した状況に追い込まれています。

私たちは、このような時こそ愛知県政に必要なのは、何よりも国の悪政から県民を守る防波堤になることだと考えます。リニア新幹線建設を起爆剤にした開発の推進や、中部国際空港周辺での国際展示場およびカジノを含む統合型リゾートの整備など、大企業本位の諸施策の推進ではなく、中小企業が大きな力を発揮し、地域循環型経済を強める、再生可能エネルギー利用の拡大・省エネルギーの地域づくりなどを進めるべきです。

また、福祉や介護、医療などで県民のくらしを応援し、安心して暮らせる愛知を目指すべきです。2026年にアジア競技大会が愛知県・名古屋市で開催されますが、文字通り、スポーツ交流と、国際平和・友好・親善の場にするべきです。経済効果まずありきではなく、無駄遣いを排した運営、施設整備を行うべきです。

これらの点について、以下210項目の重点要望としました。切実な県民要望として実現に力を注いでいただくことを切に要望するものです。

## 1、県民のいのちと暮らし、福祉、医療を守るために全力を

### (1) 消費税10%への引き上げに反対し、県民の暮らしを守ること

- ① 消費税の10%引き上げに反対するとともに、水道料金や公共料金への市町村や県民への転嫁を行わないこと。
- ② 大企業の実効法人税引き下げに反対し、中小企業の経営を圧迫する法人事業税外形標準課税の拡大に反対すること。

### (2) 子育て支援

- ① 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、愛知県が独自に実施した調査にもとづき、子どもの貧困をなくす対策をたてること。
- ② 教育・学習支援への取り組みを積極的に行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援すること。
- ③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯とすること。
- ④ 福祉医療制度の見直し縮小はやめ、子どもの医療費無料制度を、通院・入院とも高校卒業までの拡大をめざし、すぐに通院も中学卒業までに充実すること。
- ④ 児童福祉法24条第1項に基づき保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たすように、各自治体に対しても指導すること。
- ⑤ 認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差が生じることのないよう、指導や補助を行うこと。安易な公立保育所の民間移譲や指定管理者制度による民営化などを行わないよう各市町村に対し指導すること。
- ⑥ 増加している企業主導型保育事業について、実態把握に努め、改善を要する事項は指導を行うこと。
- ⑦ 2013年度から縮小した第三子保育料無料化事業を元に戻すこと。
- ⑧ 小中学校の給食費を速やかに無償にすること。当面、一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにすること。
- ⑨ 保育施設において、どの時間帯でも、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、また県としても独自補助を行うこと。
- ⑩ 放課後の子どもの居場所として、学童保育の充実を支援すること。
- ⑪ 児童福祉法改正によって児童相談所の充実が質・量とも求められており、児童虐待に迅速に対応するためにも、福祉司・心理司などの専門職員を増員すること。
- ⑫ 家庭養護推進のために「里親、養子縁組」担当係、職員を配置すること。

### (3) 安心できる介護保障

- ① 高い保険料を抑え、安心して利用できる介護保険に改善するため、公費負担割合を60%に引き上げるよう国に働きかけること。低所得者に対する介護保険料と利用料の減免制度を創設すること。
- ② 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設を大幅に増やし、特養待機者をゼロにすること。
- ③ 新しい総合事業については、要支援者の通所・訪問介護サービスなどが、期限を区切った「卒業」などの押しつけによって、必要な専門サービスの打ち切りとならないようにすること。また、現

行サービスを維持した上で、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持し、県として支援すること。

- ④ 「地域包括ケアシステム」の構築に当たっては、「包括支援センター」は民間事業者への安易な丸投げを行うのではなく、自治体ごとに1カ所は市町村直営とするなど、誰もが気軽に医療・介護の相談ができる公的窓口を数多く設置するよう支援すること。

#### **(4) 国民健康保険・高齢者医療の改善**

- ① 国民健康保険制度の都道府県単位化にあたっては、今後も持続可能な運営ができるようさらに国庫負担の増額を国に求めること。市町村国保への県の補助金を復活し、市町村と協力して高い国保税（料）を引き下げること。
- ② 県とともに市町村も保険者であることを踏まえ、市町村での一般会計の繰り入れや独自の減免制度については、画一的に廃止するなどせず尊重すること。
- ③ 後期高齢者医療制度への県としての独自補助を行い、広域連合と協力して保険料を軽減すること。
- ④ すべての被保険者に正規の保険証が交付できるよう、国民健康保険・後期高齢者医療とも資格証明書発行の中止を国と市町村に働きかけること。

#### **(5) 障害者・児施策の拡充**

- ① 障害者基本法が定める「身体障害、知的障害、精神障害」を区別することなく、すべての障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設を拡充すること。
- ② 障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にすること。
- ③ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにすること。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスを打ち切らないこと。
- ④ 通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めること。
- ⑤ タクシー利用料補助制度を県制度として設けること。
- ⑥ 障害者が複数で生活するホームの夜間職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、それが可能な報酬単価に改善するよう、国に要望し、自治体でも補助をすること。
- ⑦ 障害者差別禁止条例の厳格な運用のための体制整備をはかること。
- ⑧ 障害者の権利を尊重する広報・教育を拡充し、交流を応援すること。
- ⑨ 障害者が学校を卒業後も含めたその一生を通じて、豊かな人生を送れるよう、雇用の確保と生活保障をすること。

#### **(6) 生活保護など貧困者への支援**

憲法 25 条と生活保護法に基づき、生活保護申請を認めないことのないようにすること。国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を検討し市町村を援助すること。連動する諸施策も基準引き下げが起こらないよう市町村を援助すること。

#### **(7) 県営住宅の改修・改善を大至急行い、空き部屋を解消すること**

- ① 老朽化している県営住宅を早急に建替えること。建替えはPFI事業で行うのではなく、県が責任をもって行うこと。

- ② 長寿命化計画を進めるうえでも計画修繕（大規模修繕）は重要である。計画修繕を復活すること。
- ③ 県営住宅の共用部分で、管理者がおこなう修繕事項を明確にすること。特に、玄関ドアや手すりの塗装の剥離など、原因が入居者の責めではなく老朽化による場合は、管理者の責任で改修すること。
- ④ 10 数年前に比べて大幅に減っている維持修繕費を倍増し、ベランダ塗装改修等を直ちに行うこと。
- ⑤ 県営住宅に入りたい人が、入れなくて困っている。空き家修繕など空き家対策を早急に行って、募集件数を大幅に増やすこと。
- ⑥ 県営住宅の耐震状況と地震対策を明らかにし、県営住宅居住者に周知すること。

### （8）地域医療の充実

- ① 構想を踏まえての新たな「地域保健医療計画」策定にあたっては、安易な病床機能の転換や病床削減を行わず、先ず必要病床・基準病床の不足医療圏の解消に努め、県民医療充実の立場で具体化し推進すること。
- ② 「医師不足」解消のために、医学生への奨学金のさらなる拡充、研修制度の支援、生涯研修制度、女性医師への出産・育児等の援助策、勤務医の労働条件の改善などを盛り込んだ対策を総合的に具体化し、必要な財政措置を講じること。
- ③ 県立病院は、維持し充実すること。とくに精神医療や障害児・者医療、小児医療やへき地医療などの分野に責任をもって対応すること。
- ④ 12 保健所と 9 保健分室に再編・縮小された保健所を検証し、必要な見直し拡充を行うこと。保健師など職員の増員によって保健所機能を充実し、保健センター・福祉事務所・地域包括支援センター・医療機関・介護施設などと協力して、町内会・学区単位での「地域包括ケア（健康なまちづくり）」のネットワークづくりに取り組むこと。
- ⑤ 看護師養成所運営費補助金を補助基準通り支給するとともに、補助基準の増額をすること。

## 2、中小企業の元気が、元気な愛知をつくる

### （1）内発型・循環型の地域振興策に転換を

- ① 「特区」などで大企業を呼び込めば、そのおこぼれで地域が栄えるというやり方と決別し、再生可能エネルギーを含む地域資源と中小企業の力を生かして、地域内で産業、雇用、消費が相互促進的に増えていく、内発型・循環型の地域振興策に転換し、地域経済・産業の自立化を図ること。
- ② 農林漁業・商工業・観光・金融機関・大学など研究教育機関・支援機関・行政などが参加した推進体制を確立し、地域の知恵を集めて産業育成、人材養成、地域のイメージアップに向けた地域構想とその実行策を提言するとともに、フォローアップ機能を発揮させること。
- ③ 人口が減っても生活の質を維持向上させられるよう、リニアなど巨大開発頼みの開発手法から、生活基盤・環境・防災重視の地域密着型公共事業に転換すること。
- ④ 人口減少に即して建物規模の縮小と空き家活用、市街地の計画的縮小とインフラの更新、自然環境と景観の再生による居住環境の快適化、小型バスやフリー乗降のコミュニティバスなどの公共交通整備、地域・住宅のバリアフリー化など、地域内再投資を促進すること。

- ⑤ いわゆる「買い物難民」が生じている地域では、住民が集い、買い物できる機会を保障するために共同店舗や移動スーパーの巡回などを支援すること。

## (2) 愛知県中小企業振興基本条例や、あいち産業労働ビジョン(2016年～2020年)の「中小・小規模企業の支援強化」の具体化を

- ① 自治体に対して、中小企業振興基本条例等を制定し、中小業者施策の拡充をはかるよう働きかけること。県を含めて、中小業者施策の具体化にあたっては、審議会を設置し、中小業者の代表を審議員に選出すること。
- ② 耐震・防災、高齢者、太陽光発電設備などの目的別とあわせて、住宅をリフォームする全ての県民を対象に、住宅リフォームを補助する制度を創設すること。同様の制度を実施した自治体への補助制度も創設すること。
- ③ 中小業者の経営の継続・発展を支援するため、小・零細業者が営む店舗の改装工事への補助制度(商店版リニューアル助成制度)を創設すること。
- ④ 県民の生活に直結する福祉・教育予算を増やし、地域の中小業者への発注を増やすこと。
- ⑤ 経営力強化に意欲的に取り組む中小業者に対して、設備投資などへの補助金制度を創設すること。また、街おこしや地域経済の活性化に取り組むグループに向けた補助金制度を創設すること。

## (3) 強権的な徴収行政を是正すること

- ① 法的権限のない愛知県地方税滞納整理機構は解散させること。
- ② 市町村が、親切・丁寧な納税相談を行い、納税者の状況を理解することに努め、納税者の営業や生活が著しく困難になるような強権的な徴収を行わないよう県が責任をもって指導すること。
- ③ 地方税法第15条(納税緩和措置)に基づく、申請型の「換価の猶予」の積極的な活用をすすめること。申請にあたって、納税者に丁寧な説明を行い、必要最低限の書類で申請を受理し、換価の猶予を積極的に許可すること。

## 3、県民がいきいき働けるルールを

- ① 政府がすすめようとしている「働き方改革関連法案」について、残業代ゼロ法の創設及び企画業務型裁量労働制拡大と、新しい上限規制法案(残業時間100時間未満)は、相反する法案が一括化されるなど乱暴な内容であり、労働者保護の観点から断固反対すること。
- ② 職業紹介事業は本来、国が実施すべき事業であり、国の「地方分権改革に関する提案募集」について、「すべてのハローワーク及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク事業の統括部門)の事務を都道府県に移譲する」という申請を取り消すこと。
- ③ 公契約条例制定後の実態を調査・検証した上で、報酬下限額を設定するなどの条例改正を行うこと。
- ④ 最低賃金の時給1,500円を目指し、当面1,000円以上にするように、国・愛知労働局に求めること。また、愛知県で働くすべての非正規労働者の賃金を改善し、最低賃金に張り付いた時給を早急に1000円以上に引き上げる努力をすること。
- ⑤ 「知ってる?働くルール!」の内容を充実するとともに、さらに発行部数を増やし高校などで活用できるようにすること。愛知労働局と連携し、労働相談体制を充実すること。
- ⑥ 公務公共サービスの民営化・産業化はおこなわず、県が責任を持って公共サービスを提供するこ

と。

- ⑦ 県労働委員会の労働者委員の任命は、多様な労働者の意見反映するよう、公正な任命をおこなうこと。
- ⑧ ILO 結社の自由委員会の報告・勧告をふまえた労働基本権の確立を柱とする民主的な公務員制度の確立を国に働きかけること。
- ⑨ 中小企業に働く労働者の賃上げが可能となるような支援策を具体化するとともに、国に対して要請すること。たとえば、新規事業開拓や研究開発、雇用・能力開発などへの助成の拡充、及び社会保険料負担軽減を図るため、国・県で一定割合を助成できるようにすること。

#### 4、青年が希望を持って働き、学べる愛知に

- ① 「正社員が当たり前」の社会に向けて、県はその先頭に立つこと。「ブラック企業規制条例」を制定し、「ブラック企業」の実態を県として調査・把握し、指導を行うこと。また、「ブラック企業」「ブラックバイト」で働く青年の相談窓口を開設すること。
- ② 県内の大学・専門学校・高校などと連携して、社員一人ひとりを大切にする「ホワイト企業」の認定・公表を行うこと。
- ③ 若者の就労支援の取り組みを強めること。県として生徒・学生の就職支援の相談窓口を拡充するとともに、市町村に青年・学生を対象とした就職（就労）支援の相談窓口を開設すること。
- ④ 県内の中小企業に就職する若者への奨学金利子返済補助制度の創設など、奨学金返済についての補助制度を設けること。県独自の給付制奨学金制度を新設すること。また奨学金返済などについての相談窓口などを設けること。
- ⑤ 県立大学に、家庭の年収が 400 万円以下の学生の入学金・授業料の免除、もしくは減免制度を設けること。
- ⑥ 職をなくした、もしくは職に就けない若者などに対し、家賃補助制度を創設すること。
- ⑦ 若者のサークル活動や文化活動を促進するため、その活動を保障する公共施設（青年の家や各種スポーツ施設など）の拡充を進めること。また、それらの職員体制の充実を図ること。

#### 5、どの子も生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

##### (1) お金の心配なく学べるよう、学校教育にかかる保護者負担の軽減を

- ① 小中学校での教育活動に不可欠な給食費、教材費など学校納付金を無償にすること。
- ② 高等学校では県独自の教育費無償化を導入すること。当面年収 500 万円以下の家庭の子どもについて、教育活動に不可欠な教材費、生徒会費など学校納付金を無償にすること。また、国へ「高校授業料無償化」復活を申し入れること。
- ③ 定時制・通信制に通う子どもたちの就学を保障するため、支援制度を充実すること。
- ④ 教室の空調設備等教育環境の整備については、保護者負担を求めることなく県の責任で行うこと。
- ⑤ 私学助成を増額し、公私格差のさらなる解消に向け保護者負担を軽減すること。
- ⑥ 就学前保育・教育について、無償化制度導入をすすめること。

##### (2) 教育予算を大幅に増やし、ゆきとどいた教育の実現を

- ① 学校からいじめを無くし、子どもたちに豊かな学力を保障するため、小学校・中学校・高等学校の 30 人以下学級を早期に実現すること。あわせて全ての学校に正規教職員を増やすこと。スクー

ルソーソーシャルワーカーは有資格者とし、全校をカバーできる配置にすること。

- ② 困窮家庭だけでなくどの子どもと一緒に無料で学習支援を受けられる地域未来塾を増やすこと。
- ③ 学校から体罰を根絶し、子どもの権利条約にもとづいた教育を実現すること。
- ④ 遠距離通学となる学区の統廃合は行わず、小規模校・地域の小中学校を守ること。
- ⑤ 学校給食は、子どもの健康と食の安全を守るため自校直営方式を推進すること。給食の民間委託を行わないように指導すること。
- ⑥ 希望するすべての子どもたちが高校に進学できるよう学習支援体制を整備するとともに、全日制・定時制・高等部などの募集定員を増やすこと。
- ⑦ 過大・過密解消、長時間で遠距離通学解消のため、今後も新たな特別支援学校を計画的に建設すること。また、小中学校での特別支援学級や特別支援学校の重複学級を増やすなど障害児教育を充実すること。
- ⑧ 県立学校の老朽校舎・危険校舎を、早期に改築、改修すること。洋式トイレの増設を含むトイレ改修に早期に取り組みこと。
- ⑨ 教科書採択のための教科書展示会の会場を市区町村に1カ所配置し、人的配置など予算措置を行い、保護者や県民の参加を保障すること。
- ⑩ 不登校生徒、高校中退者、無業者に対する、学び直し、及び自立支援の取り組みのさらなる充実を図ること。
- ⑪ 外国人の子ども、日本語を母語としない子どもへの教育条件の整備をすること。日本語学校などの市民の取り組みを支援すること。
- ⑫ 義務教育段階の学び直しを奨励するために、夜間中学校を県内に配置すること。

### **(3) 東日本大震災をふまえた学校の耐震基準の抜本的に見直しなど対策強化を**

- ① 非構造部材の対策を図り、学校校舎・施設の老朽化への対策を推進すること。また、学校を避難所とする場合、県の責任において市町村と協議し、備蓄品等の必要な配備を行うこと。
- ② アスベストの計画的な撤去を行うこと

### **(4) 主権者教育**

高校における主権者教育を奨励・支援すること。十八歳選挙権が実現したもとで高校生の政治活動の自由を認める等、基本的な人権への干渉を排し、参政権行使を保障すること。

## **6、県民が安心して暮らせる環境にやさしい持続可能な愛知づくりを**

### **(1) 自治体の役割をしっかりと果たし、環境と市民の健康と安心を第一に**

- ① 実効ある自動車排ガス対策をとって、大気汚染の改善を進めること。
- ② PM2.5の削減のために発生源別に具体的な対策を進めること。
- ③ 年齢や地域などの制限を付けない、ぜん息医療費助成制度を創設すること。
- ④ アスベストを「封じ込める」措置をした施設も、震災によって損壊し、飛散させる危険がある。措置済みの県有施設から計画的にアスベストを撤去すること。民間施設のアスベスト調査・撤去への助成を、全市町村で実施できるよう指導すること。

### **(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を**

- ① 2020年度の温室効果ガス排出削減目標である90年度比15%減達成を可能にする具体的取り組みを進めること。
- ② 県有施設に太陽光、風力、小規模水力など再生可能エネルギー発電施設を設置すること。
- ③ 中部電力武豊火力発電所のリプレース計画ははじめ石炭火力発電所の新設は温室効果ガス排出削減に整合せず認めないこと。

### **(3) 原発ゼロ、再生可能エネルギー活用で地域循環型の環境先進県を**

「原発ゼロ社会を目指す愛知県宣言」を行い、以下の施策を計画的にすすめること。

- ① 国や電力会社に原発ゼロへの政策転換を働きかける
- ② 東海沖地震の震源域に立地する浜岡原子力発電所は永久に停止、廃炉として、核燃料を安全な場所へ移動させるよう中部電力に申し入れる。
- ③ 「愛知県地域エネルギー条例」を制定し、太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーの開発と普及に計画的に取り組む。
- ④ 電力自由化を契機に、県として原発に依存しない電気事業者との契約変更を積極的にすすめる。

### **(4) 環境と県民生活に影響を与える事業はゼロから見直しを**

- ① 設楽ダムは、環境を大規模に破壊し、利水、治水の面でも不要である。ダム事業からの撤退をすること。
- ② 木曾川水系連絡導水路計画は中止するよう国に働きかけること。長良川河口堰の開門調査を早期に実現するよう、県として国との合同会議の開催を行うこと。
- ③ 名古屋港浚渫土砂の中部空港沖への埋め立て計画、中部国際空港第二滑走路計画は中止すること。名古屋港の浚渫土砂は干潟の再生、貧酸素塊が発生する伊勢湾中央部深場の改善など環境保全に寄与する分野に使うこと。
- ④ 中部空港の乗客数が落ち込んでいる中で新たな空港へのアクセス道は不要である。ムダな西知多道路計画は撤回すること。
- ⑤ 産廃処分場の認可にあたっては当該市町村及び地域住民との同意を条件にし、環境保全を最優先すること。ダイコー事件に学び、産廃処理業者への監視・調査・指導を徹底すること。

### **(5) 環境に影響を与える事業は計画段階から県民参加で**

現行環境影響評価制度を、「構想、計画段階からの実施」「ゼロオプションをふくむ代替案の追加」「必要性に対する評価」「市民参加の充実」など、戦略的環境影響評価制度の内容を持ったものに見直し、規模が小さいなどの理由で環境影響評価の対象とならない計画でも、県が関わる事業では、大気、騒音、自然環境など影響調査を実施し、住民への説明を行うこと。

### **(6) 環境首都あいち（環境先進県）を目指してより積極的な施策を**

- ① 関係の自治体や自然保護団体と協力して、一色干潟、汐川干潟、六条潟など、三河湾の浅瀬・干潟を保全し、ラムサール条約登録地とするよう働きかけること。
- ② 貴重な自然環境を守るため積極的に「自然環境保全地域」を指定し保全に努めること。
- ③ 県有施設においては植栽などに極力農薬を使用しないようにすること。施設建設にあたってはできるだけ化学物質を使わない、人にやさしい建材を使用すること。
- ④ 持続可能な開発目標（SDGs）に対応した計画を策定すること。
- ⑤ アサリ、ノリ等の漁業振興のためにも伊勢湾・三河湾の環境保全・再生を進めること。リンの濃

度を適切に管理するなどを進めること。

### (7) リニア中央新幹線事業は中止して県民生活に必要な交通基盤の拡充を求める

- ①リニア中央新幹線は現行新幹線と比べて4倍以上の電力を浪費し、CO2排出量も4倍になり地球の温暖化を促進する。また、トンネル工事で地下水の枯渇や自然環境、生活環境の破壊が起きるため県はリニア新幹線事業への協力および県の関連事業の推進を止めること。
- ②当面、県として、県民生活を守る立場からJR東海などに下記4項目を緊急に要請すること。
  - イ)リニア工事の発生土運搬ダンプ、生コン車の走行ルート周辺の住民は、騒音、振動、排気ガスと10年以上も苦痛を強いられる。発生土処分先として瀬戸の愛知県珪砂鉱業協同組合掘削地以外、明らかにされていないが同地への残土搬入はこれ以上行わないようにJR東海に県として指導すること。
  - ロ)坂下非常口立て抗工事が深夜3時まで1年7ヶ月も行われ、住民の健康を損ねる。住民の生活に多大な影響を与える事項は、JR東海任せにせず、県として県民の生活を守るよう対策を事業者に求めること。
  - ハ)名古屋駅周辺では開削工事区域での立ち退きや都市トンネル区域での区分地上権設定のための地権者の用地買収が土地収用法を根拠に強権的に行われようとしている。地権者をはじめ沿線周辺住民の意向を何よりも尊重すること。
  - ニ)自然環境、生活環境を守るため、「環境保全協定」をJR東海と締結すること。
  - ホ)JR東海在来線の無人駅に駅員を配置し、県内私鉄バスなどの基幹バス路線の拡充をすること。

## 7、食の安全、県土を守る豊かな農林漁業に

- ① 秘密交渉の日欧EPA、TPP11の交渉から撤退するよう、国に働きかけること。
- ② 2018年産米から、直接支払いの交付金(7500円/10a)と生産目標数量の配分がなくなり、多くの農家は先行きに不安を抱いている。農水省は「需給に応じた米を作れば需給も価格も安定する」としているが、国の責任で需給を安定させることや、生産費を償う「戸別所得補償の復活」を国に働きかけること。

また、生産目標数量の配分がなくなって以降の県の対応を早急に検討すること。
- ③ 主要農産物種子法の廃止で、民間参入により、種籾価格の上昇が懸念される。愛知県の改良した品種が、引き続き安価で購入できるよう対応すること。
- ④ 名古屋港周辺では、遺伝子組み換えの菜種と在来種との交配の事例が生まれている。遺伝子組み換え菜種の交配による汚染が心配される。遺伝子組み換え菜種との交配による汚染が広がらないように対応すること。
- ⑤ 農村地域への産業廃棄物処理施設の設置は、地域住民の十分な理解のうえで進めること。産廃を原料にした肥料が農地に山積みになって滞留しているなどの事例について、適正に管理するよう指導すること。
- ⑥ 免税軽油申請の手続きを簡素化すること。
- ⑦ 小水力、木質バイオマス発電など再生可能エネルギー利用を、中山間地の地域おこしのためにも積極的に推進すること。
- ⑧ 公共施設への木材の積極的活用、薪燃料の利用促進など木材の需要拡大に努め、林業振興をはかること。

- ⑨ 中山間地などの橋梁の老朽化に対して必要な予算を確保し、長寿命化を促進すること。
- ⑩ 有害鳥獣（イノシシ、シカ等）対策を進めるために、防護柵設置や狩猟免許取得に対する助成を行うこと。山奥に実のなる木を植え、害獣が平地に入ってくることを防ぐこと。猟友会の高齢化による衰退をくい止めること。
- ⑪ 消費者、住民と農業・漁業生産者の結びつき・交流を強め、地消地産の多面的な発展をはかること。地域の特産品づくりを支援すること。
- ⑫ 国家戦略特区法の改定で、愛知県に派遣労働の仕組みで農業外国人労働者の受け入れが可能になったが、農業外国人実習生の失踪者は他産業の2倍となっている。農業で失踪が多い理由を調査したうえで、「適正受け入れ協議会」の体制充実を進めること。

## 8、地震・風水害、原発災害から県民を守るために

### (1) 地震・津波・高潮・豪雨・竜巻などの災害から県民を守るために

- ① 第三次愛知地震対策アクションプランにかかげた2023年度までの具体目標について市町村ごとの達成状況を毎年度公表して到達状況を確認するとともに、目標達成のための市町村への支援策及び県独自の施策を具体化すること。
- ② 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された豊橋市、田原市、南知多町について、住民と来訪者が全員避難できるだけの津波避難施設の整備など自治体が進める防災対策への支援を強化すること。
- ③ 津波浸水想定区域について、必要に応じて津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を行い、津波防災地域としての対策を強化すること。津波避難ビルや津波避難タワーだけでなく、蟹江町の「希望の丘」など命山（人工の高台公園）型の津波避難施設や、静岡県吉田町の歩道橋型津波避難施設などを参考に、公園や広場として日常的に利用可能な避難施設を増やすこと。
- ④ 熊本地震の被災状況も踏まえて、大規模盛土造成地分布状況、規模を把握し、宅地の耐震化など具体的な対策を促進すること。アクションプランでかかげた大規模盛土造成地の有無等の公表率の目標を50%から100%に引き上げること。
- ⑤ 福祉避難所の絶対数を増やすこと。福祉避難所となる施設に対し、耐震化はもちろん、要援護者を収容できるスペースと必要な人員の確保を行政の責任ですすめること。避難方法についても、要援護者は直接、福祉避難所で受け入れる仕組みに改めること。保育・介護・福祉の施設の立地を点検し、浸水や土砂災害に備えること。拠点病院以外の医療機関でも災害用物資が備蓄できるよう支援すること。
- ⑥ 石油コンビナートについて、必要な消防力を広域的に確保するとともに、護岸の側方流動化はじめとした地盤の液状化対策への対策を強化すること。
- ⑦ 最近のスーパー台風や局地的豪雨災害の発生増加傾向を踏まえて、河川改修計画と浸水被害想定を見直すこと。浸水想定地域の地下街や福祉施設等の避難についても十分に検討すること。浸水する恐れのあるアンダーパスの安全対策を緊急点検し必要な対策を立てること。基礎自治体の枠を超えた広域的な避難計画を立て、訓練を行うこと。
- ⑧ 日本最大のゼロメートル地帯である名古屋南西部を含む尾張西部地方について、津波避難施設の整備、河川・海岸堤防の耐震強化、排水機場の耐震化、地盤の液状化対策などを当該自治体と連携して早急に進めること。

- ⑨ 県内約1万8千か所の土砂災害危険地域について、必要な土砂災害警戒区域（2015年11月27日現在8,359カ所）及び土砂災害特別警戒区域（同7,444カ所）の指定を急ぐとともに、砂防堰堤の整備、ため池対策などを加速すること。
- ⑩ 亜炭鉱跡地対策を促進すること。アクションプランでは亜炭鉱跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施を国に働きかける、としているが、県として率先して必要な対策を行うこと。
- ⑪ 消防力の低下をもたらす消防組織の合併、消防署や出張所の統廃合を行わないこと。広域的に出動する名古屋市消防ヘリコプターの運航について応分の費用を負担すること。
- ⑫ 県内産材を利用した木造仮設住宅の開発をすすめること。民間賃貸住宅を「みなし仮設住宅」として活用するのに必要な準備をすすめること。
- ⑬ 被災者の生活再建をするために国施策とあわせて、全壊住宅に対しては500万円の支援金を支給すること。局地的な豪雨や竜巻などの被害についても、支援の対象とする県独自の被災者生活再建支援制度を創設すること。

## （2）原発災害から県民を守るために

- ① 県政の基本に「原発ゼロ社会」をすすめること。また、浜岡原発、福井の原発の再稼働は断じて認めないこと。
- ② 福島原発事故から真摯に教訓をくみとり、愛知県原子力防災計画を実効性のある原発事故緊急時対策に抜本的に見直すこと。
- ③ すべての市町村に同様の見地で「原子力防災計画」の策定・見直しを行うよう指導すること。
- ④ 愛知県在住の福島原発事故の被災者について、自主的避難者も含めて、健康診断や生活支援、相談窓口の開設など、市町村とも連携しながら県としての支援を強化すること。
- ⑤ 3・11の被害の実態から原発の危険性について、県の職員（教員含むすべての関係者）の研修を行い、事故を想定した各自治体に応じた手順書を、県レベルで基本を作成し、各自治体がそれに準じて作成するよう指導・援助すること。
- ⑥ 電気事業者提供の「エネルギー、原発、放射能関係の副読本・教材」は撤収し、国会事故調報告をベースに、「小・中・高」生向けに副読本を作成し、学校での教育をすすめること。

## 9、女性の人権を尊重し、男女平等社会を推進するために

### （1）女性の人権尊重と男女平等の推進

- ① 憲法を大切にし、県男女共同参画推進条例、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法などに基づき、職場、地域、学校、家庭など、あらゆる分野で男女平等を推進すること。
- ② 男女共同参画推進条例については、よりジェンダー平等の視点に立った男女平等推進条例に改正すること。
- ③ 子どもの発達と心身にそくした男女平等教育を推進すること。
- ④ DVの実態を知らせ、相談所の存在や活用方法を広く県民に知らせること。
- ⑤ 県の各種審議機関委員の女性の比率を4割以上に引き上げること。県管理職は、職員の男女比率に応じて登用すること。
- ⑥ LGTBに対する理解を深め、差別や偏見をなくすように教育を進めること。

## (2) 女性が自立して働ける愛知を

- ① 女性の正規雇用を促進するよう、産業界や教育界などに働きかけること。
- ② 男女雇用機会均等法に基づき、愛知労働局と連携し、賃金、処遇など女性への差別を是正するよう企業に働きかけること。
- ③ 女性が働き続けられるために、憲法、労働基準法、育児休業法などに基づき、産休、育休、介護休暇が完全取得できるよう、企業や学校対象の研修、講演の推進など、周知の取り組みを強めること。厚労省・労働局とも連携してワーク・アンド・ライフのバランスがとれ、長時間・過密労働を解消し、過労死のない働き方ができるように指導すること。
- ④ 働く女性が妊娠、出産により不利益な扱いを受けないよう、企業に対し、研修、講演の推進など、周知の取り組みを強めること。

(3) 所得税法56条を廃止し、自営業、農業女性の労働を正當に評価するよう国に求めること。

## 10、文化、芸術、スポーツが光る愛知を

(1) 国の文化予算の増額を全国知事会に働きかけるなど、増額に尽くすこと

(2) 県民のくらしを豊かにする文化、芸術活動、鑑賞の応援をすること

- ① 小中学生に文化に触れる機会を促すため、県の管轄する美術館の入館料を無料にすること。美術学生にも、将来の豊かな芸術創造のために入館料を無料にすること。
- ② 2013年3月策定の「文化芸術創造あいちづくり推進方針」の地元文化団体への周知を図ること。地元文化団体等との懇談会を定期的に開催し、その要求を十分くみとった施策を行うこと。
- ③ あいちトリエンナーレは現代美術が2回もメインテーマになっているが、もっとわかりやすい総合芸術を検討すること。地元芸術家作品も採り入れるなど、地元密着型を重視すること。開催に当たっては、愛知県美術館などを利用している団体に対して事前の懇談会を行い、理解を求めること。
- ④ 名古屋市内には「中ホール」が少なく、演劇や音楽公演や、その鑑賞活動の障害になっている。鶴舞の県勤労会館跡地にこれらの施設の建設を検討すること。鶴舞公園の中という恵まれた環境の中で、優れた芸術に触れる機会が増えることは、県民にとってきわめて大切なことである。
- ⑤ ウィンク愛知（名駅前）など県の施設の利用率が、同規模の名古屋市の施設に比して高いので引き下げること。地元文化団体には、利用率割引制度を運用すること。
- ⑥ 愛知県芸術劇場をセンターとして、ユニークな活動を展開している知立市、長久手町、岡崎市、豊橋市などの劇場とネットワークを築き、経済効果もある同一企画の巡演を検討すること。
- ⑦ 愛知県美術館は指定管理者の民間業者が運営しているが、管理者の都合だけを最優先した規則で利用制限しているとの批判がある。県民、利用者の立場に立った運営に改善すること。また、同美術館の利用料の大幅な減額を行うこと
- ⑧ 県内には数多くの文学団体や同人誌が活動し、文芸雑誌を発行している。多くが郵送により、文学団体、愛好者、読者に文芸雑誌を届けているが、郵送料の大幅値上がりにより、活動の枠が狭まりつつある。この面での支援を県独自で行うとともに、国にも対応を働きかけること。
- ⑨ 公共の施設の使用などにあたっては、表現の自由を保障し、干渉や差別的な扱いが生じないようにすること。

(3) 社会教育の場として文化教養をたかめ住民の自主的な活動を支える、図書館や公民館など公的な施設として保障し、PFI や民間委託をすすめないこと。

#### (4) 県民が多様なスポーツに参加、観戦できる環境を

- ① 2026年に愛知県・名古屋市での開催が決まったアジア競技大会は、スポーツを通じた国際平和、友好、親善の促進、県民生活に根差したスポーツ振興に役立つものにする。県財政や県民に負担を押しつけないように、施設建設費や運営諸経費の徹底した節約を行うこと。施設建設は、環境に十分配慮し過大になることなく、大会後の利用のあり方を見通した計画とすること。大会に便乗した無駄な大型公共事業は行わないこと。大会後の諸施設は、県民生活の向上に役立つ利用を図ること。
- ② 体育館、グラウンド、サッカー場など絶対的に不足している。県民がいつでも様々なスポーツができるようにスポーツ施設の充実をはかること。なお、財源はサッカーくじに頼らないこと。
- ③ スポーツ基本法の「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」の理念に基づき、県民がスポーツに親しむことができる施設・機会を充実する施策を策定すること。
- ④ 小・中・高の体育館のほか、大学や企業の施設も一般開放できるよう、学校、企業等に働きかけること。
- ⑤ スポーツ施設の耐震対策と耐久性の整備や老朽化した施設の改修を推進すること。
- ⑥ 国際大会やプロリーグ、実業団リーグなどの誘致は盛んに行われているが、その一方で県民の行うスポーツ行事が制限されている。県民本位の施設利用を推進すること。
- ⑦ 学校のスポーツ部活動指導は、多くの教員の大きな負担になっている。社会体育として地域の活動への移行・充実発展をはかるとともに、当面教員の負担軽減のため、専門性を持った外部指導者を招くなどの予算措置を行うこと。スポーツ振興には指導者層の活動の保障も重要である。
- ⑧ 県民がスポーツに親しむ上で障害になる施設利用料の値上げをしないこと。

(5) 愛知県立芸術文化センターなどのトイレの洋式化をすすめること。

## 1 1、中京大都市圏ではなく、市町村自治と住民生活を応援するために

### (1) 市町村自治と住民自治生活の応援を

- ① マイナンバーの運用及び利用についてこれ以上拡大しないこと。マイナンバー制度実施に伴う必要な予算・人員を確保し、マイナンバーについての相談窓口を開設すること。
- ② 県は、巨大インフラ整備等を狙う財界主導の「構造改革」の道州制を推進せず、市町村や県民が求める地方自治の拡充に努め、必要な援助・支援を行うこと。
- ③ 「義務付け・枠付けの見直し」や「事務・権限移譲」の提案については、住民合意がなく、公共サービスを低下させる提案・要望は行わないこと。
- ④ 第6次行革大綱の実施にあたっては、県政の役割を放棄し、県の施設を民間に丸投げするなどのやり方は改め、県民生活優先の仕事と組織の拡充をはかること。
- ⑤ 本来県が行うべき業務を担っている東三河広域連合について、東三河広域連合と連携を取りながら調整を図り、広域的な行政課題に県の役割を発揮すること。東三河広域連合について、単純な経費の縮減や効率化で各自治体の住民サービスの低下を招かないよう、関係市町村に働きかけるとともに支援を行うこと。

## **(2) お金の使い方を、大企業が潤う中京大都市圏構想や大型開発ではなく、国の悪政から県民生活を守るために**

- ① 行政が最優先すべきは、住民生活・福祉の向上という立場であり、大企業ばかりが潤う大都市圏づくりと大型開発をやめること。
- ② 中部国際空港周辺の国際展示場建設は見直すこと。また空港島へのカジノを含む統合型リゾートはつぐらないこと。
- ③ 社会保障費の削減・県民負担増など国の悪政から県民生活を守り、住みやすく働きやすく、子育てしやすい愛知づくりをすすめること。

## **(3) 財界の声ばかり聞く県政でなく、県民や市町村の声が生きる県政を**

- ① 「主人公は県民である」という立場で、県民や、各市町村の意見や声を、県政運営に反映すること。県民や関係団体の意見を聞く機会や場を増やすこと。大企業には、社会的責任を果たさせるよう監視と指導を強めること。
- ② 憲法に基づく基本的人権が保障されるよう県内小規模自治体への支援を行うこと。
- ③ 県政運営については、企画・計画段階から情報を公開して、多くの県民・県職員の声が反映できるようにすること。

## **(4) リニア頼みの「地方創生」ではなく、地域内の再投資力を高める計画に見直しを**

- ① 自治体間に競争を強いるなど、地域間格差の拡大、地域の疲弊につながる「地方創生」に反対すること。
  - ② リニア頼みの「あいちビジョン2020」をベースにした「地方創生」ではなく、再生可能エネルギーや中小企業振興条例の活用など、地域内の再投資力を高める計画に見直すこと。また、地域振興につながる市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、県として財源も含め応援すること。
- ③ 地方の安定雇用創出、若者の結婚・出産・子育て支援など地域の課題解決に活かし得る財源等は積極的に活用するとともに、地域を疲弊させかねない「集約化」は推進しないこと。

## **(5) 地方交付税制改悪に反対を**

- ① 地方交付税制度の財源調整機能及び財源保障機能を堅持・充実させるため、交付税9総額の増額を国に求めること。
- ② 人件費などのコスト削減を行った内容を地方交付税の単位費用の積算に反映させる「トップランナー方式」には財源保障を切り下げるものとして反対すること。

# **12、政府へ「戦争法」廃止を求め、憲法9条が生きる平和な愛知を**

## **(1) 憲法9条を基本に平和を守る県政を**

- ① 憲法9条を基本にすえ、県民の財産である港湾や空港の平和利用を追求すること。県営名古屋空港を県民のための空港として充実させること。港湾や空港への核兵器の持ち込みと米軍使用は認めず、F35戦闘機をはじめとする外国軍戦闘機の空港への飛来、外国軍艦や自衛艦の入港をやめさせ、平和な空港・港にすること。四日市港管理組合は、2004年から米軍関係艦船の入港に際しては核兵器搭載の有無を文書で外務省に照会することなどを織り込んだ「米軍艦船入港対応マニ

ュアル」を運用しているが、以後、米軍艦船の入港をさせていない。名古屋港もこれに学んだ対応をすること。

- ② 核兵器禁止条約が採択された今、改めて核兵器のすみやかな廃絶と非核三原則の厳守、憲法擁護を含む「非核平和自治体宣言」を決議すること。核兵器廃絶と恒久平和の確立に寄与することを目指し、非核平和事業をビジョンや政策指針に盛り込み、非核平和事業を予算化すること。
- ③ 愛知・名古屋 戦争に関する資料館で、核兵器の非人道性を理解するためにも、被爆の実相を伝えるために被爆者団体が作成したパネルの展示企画展を検討すること。同資料館を通して、戦争体験の継承・戦跡の調査・戦争資料の収集などを行うこと。
- ④ 政府に対し、憲法違反の「戦争法」廃止、「集団的自衛権行使容認」の閣議決定撤回を求めること。自衛隊の基地機能強化反対・基地撤去や、海外派兵中止を求めること。米軍等の空港の利用を認めず、軍用機の事故防止対策の強化を求めること。
- ⑤ 日本がかつておこなった侵略戦争や植民地支配を反省し、県としてもアジア諸国と良好な友好関係を確立する自治体間外交を進めること。日本軍「慰安婦」問題、強制連行・強制労働問題解決のための立法化を国に強く働きかけること。
- ⑥ 小・中学校における平和読本の作成・活用をはじめとした学校平和教育を推進すること。職場体験、「総合学習」などにおける児童生徒の自衛隊職場体験を中止し、中・高校生への自衛官等の募集に協力しないこと。
- ⑦ 市町村に対して、自衛隊新入隊員激励会の奨励を行わないこと。

(2) 愛知を軍需産業の拠点にさせないために

- ① 国に対して、防衛装備移転三原則の閣議決定の撤回と武器輸出三原則の復活・厳守を求めること。
- ② 核攻撃機である米軍機を含め他国の軍隊の F35 の整備を、愛知県にある三菱重工が受け入れることを県として拒否すること。
- ③ 県は「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受けたが、三菱重工の軍用機の生産等に手を貸すことへの懸念が高まっている。軍事産業支援につながる施策はとりやめ、「特区」の成果の軍事転用禁止を明確にすること。航空宇宙産業は、徹底した平和産業として育成すること。